

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

12 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大阪市水道局財務会計システム負荷分散装置等借入(再リース)	情報処理機器	富士通リース(株)	1,083,132	2015年12月4日	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号	G7	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市水道局財務会計システム負荷分散装置等機器借入（再リース）

### 2 契約の相手方

富士通リース株式会社

### 3 随意契約理由

本案件は、現在契約中である「水道局人事・給与システム機器長期借入」で借り入れている機器等のうち、財務会計システムと共有使用している負荷分散装置及びファイアウォールの機器の借入を行うものです。

現在稼働している財務会計システムは、棚卸に必要な専用帳票の出力機能がなく、担当者が当該帳票をエクセルで作成するなど非効率なため、11月～平成28年3月までの間、財務会計システムの改修を行うこととしています。

この「財務会計システム改修作業」と並行して、「情報システム統合基盤（以下「統合基盤」という。）への移行」を行うことについては、富士通株式会社との協議・調整において、それぞれの作業工程や履行内容の保証の面から無理があり、「財務会計システム改修作業」と「統合基盤への移行」を並行して行う業務の受託はできないとの見解が示されています。

このため、「財務会計システム改修」に伴うプログラム等の動作確認テストを行い、正常に動作することが確認された後に「統合基盤への移行」の作業を行うことが可能となることから、12月末で借入契約期間が満了する当該機器については、統合基盤への移行が完了するまでの間、リース契約を継続する必要があります。

上記理由により、上記業者と再リース契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局総務部総務課 IT活用担当（電話番号06-6616-5411）